

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会寄附取扱規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア会（以下、「本法人」という。）が受領する寄附に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附 本法人の事業ならびに運営を円滑に進めることを目的とするもので、本法人の会員を含む広く一般社会に募金活動を行うことにより受領する寄附をいう。
- (2) 特定寄附 本法人が予め研究発表会の開催等の用途を特定して、本法人の会員を含む広く一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附をいう。
- (3) 特別寄附 前各号のほか、用途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄附をいう。

2 この規程における寄附には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

（一般寄付金の募集）

第3条 本法人は、一般寄附を常に募集することができる。

（特定寄附の募集並びに報告）

第4条 第2条第1項第2号に定める特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面により、理事会の決議を得なければならない。

2 本法人は、特定寄付金の募集を終了したときは、速やかに寄附総額、用途予定その他必要な事項を寄附者に報告しなければならない。

（寄附の受入基準）

第5条 本法人は、寄附が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附者が、当該寄付により税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- (2) 寄附を受け入れることにより、本法人に著しい資金負担が生じる場合。
- (3) 寄附又はその原資が、違法行為又は公序良俗に反する方法により取得されている

と認められる場合。

- (4) 寄附の受け入れに関して、次に掲げる条件等が付されている場合
- ① 寄附者に寄附金等の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ② 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。
 - ③ 寄附後に寄附者が寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。
 - ④ 寄附を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
 - ⑤ その他、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる条件。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められる場合、及び本法人が寄附を受け入れることにあたり社会通念上不相当であると認められる場合。
- (6) 特別寄附の用途及び運用方法について寄附者からの条件が付いているときで、当該条件について理事会が認めない場合。

(寄附の受入手続)

第6条 本法人に寄附しようとする者は、別に定める所定の様式により、本法人の理事長に対し寄附の申し込みを行う。

- 2 寄附金の申込を受理したとき、理事長は、当該寄附が前条に定める受入基準に抵触しないかどうかを確認の上、理事会に報告する。
- 3 寄附の受け入れが決定したときは、理事長は、寄附者に対し受領書を送付する。

(寄附にかかる結果の報告)

第7条 本法人は、寄附者の求めに応じて、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に送付するものとする。但し、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第9条 本規定に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事長が別に定めることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。